

別表第1（第9条、第10条関係）

（昭53規則35・追加、平2規則3・旧別表第2繰上・平5規則42・平20規則17・平28規則33・一部改正）

定期報告を要する建築物

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	用途	(い)欄の用途に供する階（地階にあっては、該当する用途部分の床面積が百平方メートルを超えるものに限る。）	(い)欄の用途の主階	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計	報告の時期
一	劇場、映画館または演芸場	3階以上の階または地階	1階以外	200平方メートル以上	毎年4月1日から6月30日まで
二	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂または集会場	3階以上の階または地階		200平方メートル以上	毎年10月1日から12月31日まで
三	病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、老人ホーム、児童福祉施設等または共同住宅もしくは寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅または老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する物に限る。）	3階以上の階または地階		300平方メートル以上	4月1日から6月30日まで（昭和53年を初年とする同年以後の2年ごとの各年の4月1日から6月30日までに限る。）
四	旅館またはホテル	3階以上の階または地階		300平方メートル以上	毎年4月1日から6月30日まで
五	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場	3階以上の階		2,000平方メートル以上	10月1日から12月31日まで（昭和53年を初年とする同年以後の2年ごとの各年の10月1日から12月31日までに限る。）
六	百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）	3階以上の階または地階		500平方メートル以上	毎年10月1日から12月31日まで